

2024年8月1日

吸収分割に係る事後開示書面
(会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び
会社法施行規則第189条に定める書面)

東京都中央区築地一丁目13番1号
株式会社Mediplat
代表取締役 石見 陽

東京都中央区築地一丁目13番1号
メドピア株式会社
代表取締役 石見 陽

株式会社Mediplat（以下「分割会社」といいます。）及びメドピア株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2024年6月13日付けで分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約（以下「本分割契約」といいます。）に基づき、2024年8月1日を効力発生日として、分割会社のライフログプラットフォーム事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。よって、以下のとおり本吸収分割に係る事後開示をいたします。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

本吸収分割の効力発生日は、2024年8月1日です。

2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

分割会社において、会社法第784条の2の規定に基づき本吸収分割をやめることを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

分割会社は承継会社の完全子会社であることから、会社法第785条第3項括弧書の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

分割会社においては、会社法第789条第1項第2号の規定により異議を述べることができる

債権者がいないため、分割会社は、同法第 789 条の規定に基づく手続きを行っておりません。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 796 条の 2 但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2024 年 6 月 28 日付けで株主に対する通知に代わる公告を行いました。株主からの反対通知はありませんでした。なお、本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 797 条第 1 項但書の規定により、株式の買取請求の適用はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 6 月 28 日付けで官報及び電子公告により公告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 8 月 1 日をもって、分割会社から、本分割契約の定めに従い、本事業に関して有する権利義務を承継いたしました。承継会社が分割会社から承継した資産の額は 0 円（帳簿価格）であり、承継した負債はありません。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2024 年 8 月 1 日以降、会社法第 923 条に定める吸収分割による変更登記を速やかに申請する予定です。

6. 上記のほか、本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上